

地方財政審議会付議（説明）案件

令和7年8月22日（金）

（案件名）

令和7年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（案件名）

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令案（説明案件）

○航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第六条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第一条第二項又は第二条第一項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与すべき航空機燃料譲与税を譲与しようとするとき。

自治税務局 企画課

課長補佐 石田 渉

（内 2 3 5 1 1）

令和7年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和7年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

4,925億円(5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)
・前年度8月期比 ▲957億円(▲16.3%)

4 譲与日

令和7年8月29日(金)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和6年度譲与実績	24,870億円
令和7年度地財計画	23,470億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号

令和 7 年 8 月 2 9 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 7 年 8 月 2 9 日に別紙の金額のとおり譲与します。

別紙

令和7年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額	うち錯誤措置 すべき額
北海道	22,585,271	6,207
青森	5,351,630	1,471
岩手	5,232,968	1,438
宮城	9,951,205	2,735
秋田	4,147,792	1,140
山形	4,616,930	1,269
福島	7,924,458	2,178
茨城	12,393,676	3,406
栃木	8,356,718	2,297
群馬	8,382,499	2,303
埼玉	31,750,386	8,726
千葉県	27,166,922	7,466
東京都	7,870,790	3,813
神奈川県	39,931,691	10,974
新潟	9,515,789	2,615
富山	4,473,354	1,229
石川	4,895,750	1,345
福井	3,315,040	911
山梨	3,501,403	962
長野	8,853,263	2,433
岐阜	8,553,822	2,350
静岡県	15,705,821	4,317
愛知県	32,604,800	8,962
三重	7,652,559	2,104
滋賀	6,110,837	1,680
京都	11,144,707	3,063
大阪	38,204,069	10,500
兵庫県	23,624,435	6,493
奈良	5,725,509	1,573
和歌山	3,988,200	1,096
鳥取	2,392,301	658
島根	2,901,182	797
岡山	8,163,425	2,243
広島	12,102,717	3,326
山口	5,801,531	1,594
徳島	3,110,551	854
香川	4,107,771	1,129
愛媛	5,770,331	1,587
高知	2,989,373	821
福岡	22,198,808	6,101
佐賀	3,507,749	964
長崎	5,672,961	1,559
熊本	7,514,430	2,065
大分	4,858,253	1,335
宮崎	4,623,626	1,271
鹿児島	6,865,807	1,887
沖縄	6,343,709	1,743
合計	492,456,819	136,990

(参考) 令和7年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：21,387億円

8月期譲与額（譲与制限後）：79億円

8月期譲与制限額：470億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 470+79=約549億円

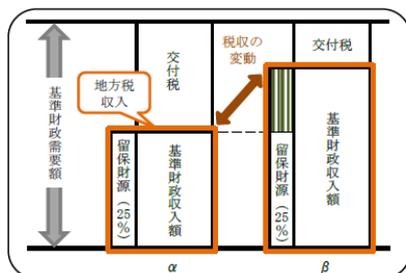
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

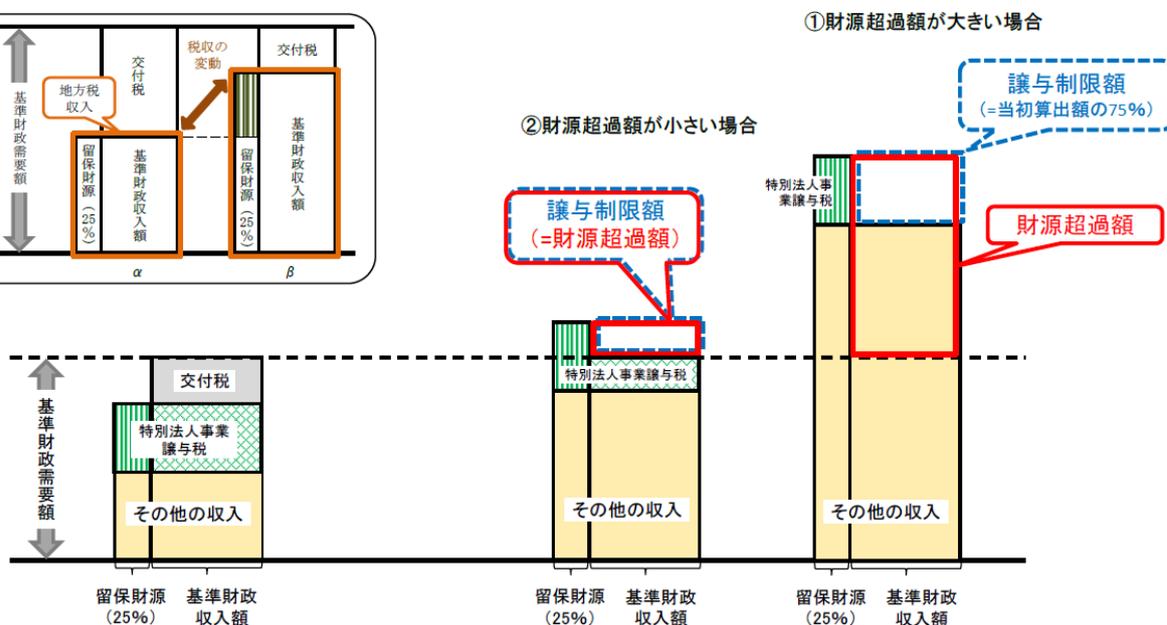
(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>



空港名の変更に伴う航空機燃料譲与税法施行規則の改正

【概要】

令和7年8月7日に「新石垣空港」の名称が「石垣空港」に改められたことに伴い、航空機燃料譲与税法施行規則にて規定する「新石垣空港」を「石垣空港」に改めるもの。

(1) 改正対象省令

航空機燃料譲与税法施行規則別表第2（第2条改正）

(2) 省令の内容

- 航空機燃料譲与税は、市町村・都道府県ともに譲与税額をそれぞれ以下の基準で按分して譲与することとされている（航空機燃料譲与税法第2条第1項及び第2項並びに第2条の2第1項及び第2項）（ただし、令和6年度から5年間は激変緩和措置により次の基準とは異なる）。
 - 譲与税額の $1/4$ …延べ重量
 - 譲与税額の $1/4$ …旅客数
 - 譲与税額の $1/2$ …騒音世帯数
- 上記の延べ重量等は総務省令で定めるところにより算定するものとされているが、空港の管理の態様、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参酌して総務省令で定めるところにより補正することができる（航空機燃料譲与税法第2条第3項及び第2条の2第3項）。
- この補正を航空機燃料譲与税法施行規則第4条において規定し、このうちの別表第2において空港の所在による補正を定めているところ、補正率0.8の欄に「新石垣空港」が規定されているため、これを「石垣空港」に改める。

(3) 施行日

公布の日